

東証及び金融庁、「コーポレートガバナンス・コード」及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂をそれぞれ公表

2021年6月11日、東京証券取引所は、「改訂コーポレートガバナンス・コードの公表」を公表し、改訂されたコーポレートガバナンス・コード（以下「改訂CGC」という）を公表しました。

また同日に、金融庁は、「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」を公表し、改訂された投資家と企業の対話ガイドライン（以下「改訂対話ガイドライン」という）を公表しました。

以下、改訂CGC及び改訂対話ガイドラインについて説明します。なお、2021年4月6日に、コーポレートガバナンス・コード及び投資家と企業の対話ガイドラインの改訂案が公表されていましたが、当改訂案からの変更は形式的な文言の修正のみであり、実質的な変更はありません。



ポイント

- 企業がより高度なガバナンスを発揮する後押しをするために、コーポレートガバナンス・コード及び投資家と企業の対話ガイドラインの改訂が行われた。
- 2022年4月4日より東京証券取引所において新市場区分の適用が開始となるが、特にプライム市場上場会社は一段高いガバナンスを目指して取組みを進めていくことが重要となる。
- 改訂CGCと改訂対話ガイドラインは、取締役会の機能発揮や企業の中核人材における多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への取組み等の開示等について提言するものである。
- 改訂されたコーポレートガバナンス・コードは2021年6月11日から施行され（プライム市場上場会社を対象とするものは2022年4月4日）、上場会社は、改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を遅くとも2021年12月末日まで（プライム市場上場会社のみを対象とする原則等を踏まえた同報告書は、2022年4月4日以降）に提出することが求められている。
- 東京証券取引所の新市場区分において、スタンダード市場及びプライム市場はコーポレートガバナンス・コードの基本原則・原則・補充原則、グロース市場は基本原則について、コンプライ・オア・エクスプレインが求められている。

I. 提言の背景

コロナ禍を契機とした企業を取り巻く環境の変化の下で新たな成長を実現するには、各々の企業が課題を認識し変化を先取りすることが求められますが、そのためにはガバナンスの諸課題に企業がスピード感をもって取り組むことが重要であると指摘されています。また、2022年4月より東京証券取引所において新市場区分の適用が開始となりますが、特にプライム市場上場会社は一段高いガバナンスを目指して取組みを進めていくことが重要であると指摘されています。

こうした状況を踏まえ、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、今般、企業がより高度なガバナンスを発揮する後押しをするために、コーポレートガバナンス・コードの改訂が提言され、これによりコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われました。また、本コードの改訂にあわせ、企業と機関投資家の建設的な対話をより一層実効的なものとするため、「投資家と企業の対話ガイドライン」についても改訂されています。

II. 改訂CGC及び改訂対話ガイドライン

主な改訂の趣旨と内容は以下のとおりです。

(1) 取締役会の機能発揮

コロナ禍等により事業環境が不連続に変化する中においては、取締役会が経営者による迅速・果敢なリスクテイクを支え重要な意思決定を行うとともに、実効性の高い監督を行うことが重要であると指摘されています。

こうした指摘を踏まえ、改訂CGC原則4-8において、プライム市場上場会社は、独立社外取締役を1/3以上（その他の市場の上場会社においては2名）選任すべきとしています。また、業種等を勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきとしています。

また、改訂CGC補充原則4-10①において、プライム市場上場会社では、独立社外取締役が委員会の過半数を占める指名委員会・報酬委員会の設置を求め、委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきであるとしています。

経営戦略上の課題に対応するため、改訂CGC補充原則4-11①において、経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力）と、各取締役のスキルとの対応関係（例：スキル・マトリックス）の公表をすべきとしています。

その他、他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任（改訂CGC補充原則4-11①）、社外取締役と機関投資家との対話の促進（改訂CGC補充原則5-1①）について明確化されています。

改訂対話ガイドラインにおいては、取締役会の実効性確保の観点から、各取締役や法定・任意の委員会についての評価が適切に行われているかについて対話すべきとしています（改訂対話ガイドライン3-7）。

さらに、取締役会全体として適切なスキル等が備えられるよう、必要な資質を有する独立社外取締役が十分な人数選任されているか、また必要に応じて独立社外取締役を取締役会議長に選任することなども含め、取締役会が経営に対する監督の実効性を確保しているかについて対話すべきとしています（改訂対話ガイドライン3-8）。

(2) 企業の中核人材における多様性の確保

企業がコロナ後の不連続な変化を先導し、新たな成長を実現する上では、取締役会のみならず、経営陣にも多様な視点や価値観を備えることが求められます。こうした多様性の確保に向けては、取締役会が主導的にその取組みを促進し、監督することが期待されています。

こうした指摘を踏まえ、改訂CGC補充原則2-4①において、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と、自主的かつ測定可能な自主目標の設定とその状況を開示すべきとしています。また、多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表すべきとしています。

(3) サステナビリティを巡る課題への取組み

中長期的な企業価値の向上に向けては、リスクとしてのみならず収益機会としてもサステナビリティを巡る課題へ積極的・能動的に対応することの重要性が高まっています。加えて、投資家と企業間のサステナビリティに関する建設的な対話を促進する観点からは、サステナビリティに関する開示が行われることが重要であり、特に気候変動に関する開示については、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFD提言やIFRS財団における統一的な開示の枠組みを策定する動きを踏まえ、比較可能で整合性の取れた気候変動に関する開示の枠組みの策定に積極的に参画することが求められています。

こうした期待を踏まえ、改訂CGC補充原則2-3①において、中長期的な企業価値の向上の観点から、サステナビリティに関する課題の取組みへの検討を深めるべきとしています。

上記と同様に中長期的な企業価値の観点から、改訂CGC補充原則4-2②において、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきとしています。また人的資本や知的財産への投資等について、企業の持続的な成長に資するよう実効的に監督を行うべきとしています。

また改訂CGC補充原則3-1③において、経営戦略の開示に当たって、サステナビリティについての取組みを適切に開示すべきとしています。特にプライム市場上場会社においては、TCFD 又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実させるべきとしています。

改訂対話ガイドラインにおいては、ESGやSDGsに対する社会的要請・関心の高まり等の事業を取り巻く環境変化が、経営戦略・経営計画等において適切に反映されているかについて対話すべきとしています（改訂対話ガイドライン1-3）。

また、投資戦略の実行を支える営業キャッシュフローを十分に確保するなど、持続的な経営戦略・投資戦略の実現が図られているかについて対話すべきとしています（改訂対話ガイドライン2-2）。

(4) その他個別の項目

① グループガバナンスの在り方

グループガバナンスに関しては、上場子会社において少数株主を保護するためのガバナンス体制の整備が重要、などの指摘がされています。

この指摘を踏まえて、改訂CGC補充原則4-8③において、支配株主を有する上場会社は、支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも1/3以上選任（プライム市場上場会社においては過半数）するか、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置するべきであるとされています。

② 監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理

中長期的な企業価値の向上を実現する上では、その基礎として、監査に対する信頼性の確保が重要となります。

これを踏まえ、改訂CGC補充原則4-3④において、取締役会は、グループ全体の内部統制や全社的リスク管理体制の構築や運用状況について監督すべき、また改訂CGC補充原則4-13③において、内部監査部門が取締役会や監査役会に対しても直接報告を行う仕組みを構築すべきであるとされています。

改訂対話ガイドラインにおいては、監査役について、監査上の主要な検討事項の検討プロセスにおける外部会計監査人との協議を含め、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているかについて対話すべきとしています（改訂対話ガイドライン3-11）。

また、内部通報制度の運用の実効性を確保するため、内部通報に係る体制・運用実績について開示・説明する際には、分かりやすいものとなっているかについて対話すべきとしています（改訂対話ガイドライン3-12）。

③ 株主総会関係

上場会社は、株主総会での意思決定のためのプロセス全体を建設的かつ実質的なものとすべく、株主がその権利を行使することができる適切な環境の整備と、情報提供の充実に取り組むことが求められます。

これを踏まえ、改訂CGC補充原則1-2④において、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきとしています。また、改訂CGC補充原則3-1②において、特にプライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語で開示・提供を行うべきとしています。

改訂対話ガイドラインにおいては、例えば有価証券報告書を株主総会開催日の前に提出するなど、株主との建設的な対話の充実にに向けた取組みの検討を行っているかについて対話すべきとしています。また不測の事態が生じても株主へ正確に情報提供しつつ、決算・監査のための時間的余裕を確保できるよう、株主総会関連の日程の適切な設定を含め、株主総会の在り方について検討を行っているかについて対話すべきとしています（改訂対話ガイドライン4-1-3）。

その他、反対票が投じられた会社提案議案の分析・対応結果の説明、株主総会の招集通知に記載する情報の速やかな公表、及びバーチャル方式による株主総会の開催についてそれぞれ対話すべきとしています（改訂対話ガイドライン4-1-1,4-1-2,4-1-4）。

④ 上記以外の主要課題

■ 事業ポートフォリオ

改訂CGC補充原則5-2①において、経営戦略等の策定・公表に当たって、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきとしています。

■ 政策保有株式

改訂対話ガイドラインにおいて、政策保有株式について、特に保有効果の検証が、株主共同の利益の視点を十分に踏まえたものになっているかについて対話すべきとしています（改訂対話ガイドライン4-2-1）。

■ アセットオーナー

改訂対話ガイドラインにおいて、自社の企業年金の運用に当たり、企業年金に対して、自社の取引先との関係維持の観点から運用委託先を選定することを求めるなどにより、企業年金の適切な運用を妨げていないかについて対話すべきとしています（改訂対話ガイドライン4-3-2）。

■ 株主と企業の対話の充実

改訂対話ガイドラインにおいて、株主との面談の対応者について、株主の希望と面談の主な関心事項に対応できるよう、適切に取組みを行っているかについて対話すべきとしています（改訂対話ガイドライン4-4-1）。

III. コーポレートガバナンス・コードの改訂の実施時期

改訂されたコーポレートガバナンス・コードは、2021年6月11日から施行されます。ただし、コードの各原則に規定された内容のうち、プライム市場上場会社のみを対象とするものについては、2022年4月4日から適用されます。

上場会社は、改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を準備ができ次第速やかに、遅くとも2021年12月末日までに提出することが求められています。なお、プライム市場上場会社のみ適用される原則等に関しては、2022年4月4日以降に開催する定時株主総会の終了後に、同報告書を遅滞なく提出することが求められています。

また、2022年4月4日より東京証券取引所において新市場区分の適用が開始となりますが、上場会社は、当該日以降、次に掲げる区分にしたがって、「コードの各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において説明する」（コンプライ・オア・エクスプレイン）ことが求められています。

■ スタンダード市場及びプライム市場の上場会社：基本原則・原則・補充原則

■ グロース市場の上場会社：基本原則

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.